

昭和 61 年 12 月

昭和 62 年度の税制  
改正に関する答申

税 制 調 査 会



## まえがき

- 1 税制調査会は、昭和 60 年 9 月 20 日、内閣総理大臣から税制全般の抜本的見直しについての諮問を受け、1 年余にわたる審議の後、昭和 61 年 10 月 28 日に「税制の抜本的見直しについての答申」を行つた。
- 2 その後、当調査会は、この「税制の抜本的見直しについての答申」を踏まえ、昭和 62 年度税制改正について審議を行い、昭和 61 年 12 月 23 日、第 33 回総会において、その結果を「昭和 62 年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 昭和 62 年度の税制改正に関する答申

昭和 61 年 12 月 23 日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 62 年度の税制改正に当たり、 実施すべき 事項について、 別紙のとおり、 当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、 政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員 ○五 十 畑 隆	佐 治 敬 三
○泉 美 之 松	○鈴 木 隆
伊 藤 龍 太 郎	高 原 須 美 子
岩 田 式 夫	○田 中 里 子
○歌 川 令 三 人	千 野 宜 時
○大 山 昊 人	○土 屋 佳 照
○小 倉 武 一 實	角 田 房 子
織 本 秀 夫	○簾 野 寿 雄
勝 岡 保 宏	藤 田 晴 吉
○金 子 鎌 田 要 人	○真 柄 栄 吉
○河 合 良 一	三 島 淳 男
○木 下 和 夫	○水 野 正 一
草 場 敏 郎	山 口 義 男
○河 野 光 雄	○渡 邊 佳 英

(上記委員のほか、大熊一郎が委員として参加していたが、昭和61年  
12月1日に死亡した。)

特別委員 ○飯 島 清	○中 川 幸 次
飯 田 経 夫	永 田 敬 生
○石 弘 光	西 崎 哲 郎
○牛 尾 治 朗	播 久 夫
江 副 浩 正	廣瀬 一 郎
○公 文 俊 平	瀬嘉 夫
堺 屋 太 一	○細 見 順
武 田 亨	松 本 作

館 龍一郎 三宅久之

立山武司 横河正三

土屋清

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した委員及び特別委員である。)

## 目 次

一 基本的考え方	頁 1
1 税制の抜本的見直しと昭和62年度税制改正	1
2 当面の財政運営と昭和62年度税制改正	1
二 国 税	2
1 所 得 税	2
(1) 負担の軽減・合理化	2
(2) 利子課税の見直し	5
(3) 有価証券譲渡益課税等	6
(4) 納税環境の整備	6
2 法 人 税	7
(1) 税 率 水 準	7
(2) 受 取 配 当	8
(3) 引 当 金	8
(4) 減 価 償 却	9
(5) 租税特別措置	9
(6) 外国税額控除	9
3 相 続 税	9
4 間 接 税 等	9
(1) 売上税の導入	9
(2) 現行間接税との調整等	12
(3) 売上税の地方団体への配分	14
三 地 方 税	14
1 個 人 住 民 税	14
(1) 負担の軽減・合理化	14
(2) 利子課税の見直し	17

(3) そ の 他	18
2 法人住民税	18
3 事業税	18
(1) 社会保険診療報酬に係る課税の特例	18
(2) 個人事業税の白色事業専従者控除	19
(3) そ の 他	19
4 地方の間接税等	19
(1) 売上税との関連	19
(2) 売上税との調整等	19
(3) 地方たばこ消費税	20
5 そ の 他	20
(1) 事業所税	20
(2) 非課税等特別措置	21
(3) 納税環境の整備	21

当税制調査会は、昭和60年9月に内閣総理大臣から税制全般にわたる抜本的な見直しに関する諮問を受けて以来1年余をかけて本格的な審議検討を行い、その結果を昭和61年10月「税制の抜本的見直しについての答申」(以下「抜本答申」という。)としてとりまとめた後、さらに、当面の課題である昭和62年度の税制改正について検討を行つた。その結果多数の意見は、次のとおりであつた。

## 一 基本的考え方

### 1 税制の抜本的見直しと昭和62年度税制改正

- (1) 当調査会は、抜本答申において、「社会経済情勢の変化に即応するよう抜本的な見直しを行うことにより、ゆがみ、ひずみ、重圧感を除去し、国民の理解と信頼に裏付けられた望ましい税制を確立することは、ぜひとも成し遂げなければならない重要な課題である」と指摘しつつ、個人所得課税の軽減・合理化、法人課税の見直し、間接税制度の改革及び非課税貯蓄制度の見直しを大きな柱とする税制全般にわたる基本的方向を示したところである。
- (2) これらの具体的な内容については、なお国民世論の方向を見極めるべき点もあるところから、抜本答申においては、ある程度選択の幅をもつた形でとりまとめることとした。その後、この抜本答申で行つた提言等をめぐり望ましい税制のあり方について広く各界各層において論議が展開されるに至つている。

昭和62年度税制改正の審議に当たつては、こうした抜本答申の趣旨を踏まえ、税制改革案の全体像を示すとともに、昭和62年度税制についての具体案をとりまとめることとした。

当調査会は、国民に今般の税制改革に対する理解を求める努力を重ねつつ、抜本答申の基本的方向を具体化した昭和62年度税制改正が一体として実現されるよう、政府に対し重ねて特段の配慮を要請するものである。

### 2 当面の財政運営と昭和62年度税制改正

- (1) 当面の財政状況を概観すると、昭和61年度末の国債残高が140兆円を超える水準に達する見込みであるなど国の財政事情は極めて厳しいものとなつてきている。一方、歳入の大宗をなす税収についても、最近の景気動向等を反映して多くの自然増収を期待することは困難な状況にあると考えられる。

このような情勢のなかで昭和62年度においても、国債発行額を可能な限り抑制し財政の対応力の回復を図つていくことがぜひとも必要である。

(2) 地方財政についても、昭和61年度末の借入金残高は交付税特別会計借入金6.1兆円、地方債53.9兆円（普通会計で負担すべき公営企業債9.5兆円を含む。）の巨額に達する見込みであり、また、国税と同様、地方税収についても、多くの自然増収を期待することは困難な状況にあると考えられる。

このように、地方財政も極めて厳しい状況にあり、借入金依存体質からの脱却を図り、財政構造の健全化を図つていくことが緊急の課題となつてゐる。

(3) このため、国、地方を通じ、まず歳出面において、制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行うなど一層の経費の節減合理化に取り組み、歳出規模の抑制に努めることが要請される。

(4) 昭和62年度の税制改正においては、増減税実施時期のずれ等から税収中立性の原則に必ずしもこだわる必要はないという意見もみられたが、現在の財政状況等に顧みれば、抜本答申において述べたように、税制改革全体としても、また、昭和62年度においても税収中立性の原則は堅持されるべきであると考える。

なお、地方財政については、地方税収への影響のみならず、税制の抜本的見直しにおける所得税等の減収に伴う地方交付税への影響についても配慮し、適切な補てん措置を講ずることにより、歳入の中立性を確保することが必要である。

## 二 国 稅

### 1 所 得 税

(1) 負担の軽減・合理化

#### ① 税率構造

所得税の税率構造については、抜本答申では、給与所得控除の水準との組合せにより4つのタイプを示したところであるが、給与所得控除を現行どおりに据え置き、軽減税率の適用所得幅を広くとることにより年収500万円～1,000万円程度の給与所得者の軽減割合を大きくすることが望ましいと考えられることから、タイプⅢを採用することが適當である。

この望ましい税率構造の姿は、その財源措置との関係から昭和62年及び昭和63年の2年にわたつて実現することとし、具体的には、所得税の税率構造を次のように改める。

現 行		改 正 案		昭和 63 年分以降	
適 用 課 得	税 率	適 用 課 得	税 率	適 用 課 得	税 率
50万円以下 の金額	10.5%	50万円以 下の金額	10.5%		
120 ♂	12%	120 ♂	11%	120 万 円以 下の金額	10%
200 ♂	14%	200 ♂	14.5%		
300 ♂	17%	300 ♂	16%		
400 ♂	21%			500 ♂	20%
				500 ♂	15%
600 ♂	25%			700 ♂	25%
				700 ♂	20%
800 ♂	30%	800 ♂	30%		
1,000 ♂	35%	1,000 ♂	35%	1,000 ♂	30%
1,200 ♂	40%	1,200 ♂	40%		
1,500 ♂	45%	1,500 ♂	45%	1,500 ♂	40%
2,000 ♂	50%			1,500 万 円 超の金額	50%
3,000 ♂	55%	3,000 ♂	50%		
5,000 ♂	60%	5,000 ♂	55%		
8,000 ♂	65%	5,000 万 円 超の金額	60%		
8,000 万 円 超の金額	70%				

## ② 給与所得控除等

イ 抜本答申の趣旨に沿つて、給与所得者についても申告への途を拓くこととするため、その選択により給与所得控除に代えて特定の支出を控除しうる制度を導入することが適當であると考える。その場合に控除しうる支出としては、通勤費、研修費等が考えられるが、対象範囲については分かりやすさ、執行の容易さ等をも考慮しつつ、明確に定める必要がある。

ロ みなと法人の事業主報酬等については、これらも一般の給与所得者の給与と何ら異なるものではなく、給与所得控除の適用に当たつては同様に扱うべきであるとの意見もあつたが、その所得の受取形態、性格等にかんがみれば、給与所得控除の適用を制限するなど本制度のあり方について見直すことが適當であると考える。

### ③ 配偶者特別控除等

イ 世帯としての税負担の軽減を図る見地から 15 万円の配偶者特別控除を創設することが適當である。

なお、パート問題への対応という見地から、同控除を控除対象配偶者以外の少額の所得を有する配偶者に対しても適用することが適當であると考える。

この場合、税率の累進構造が大幅に緩和されること等にかんがみれば、年間 800 万円を超える所得を得ている者については適用しないこととするのが適當であると考える。また、配偶者に所得がある場合には、その所得状況に応じて世帯としての税負担が滑らかに変化するよう配偶者特別控除額を配偶者の所得に対応して調整する仕組みとすることが適當である。

ロ 配偶者特別控除の創設との関連において、配偶者に係る白色事業専従者控除を 60 万円(現行 45 万円)に引き上げることが適當である。

### ④ 年金課税

イ 年金課税については、基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ、老年者年金特別控除及び給与所得控除に代え、新たに負担調整のための公的年金等控除を次のように設けることが適當である。

① 定額控除 80 万円(年齢 65 歳未満の者 40 万円)

② 定率控除

定額控除後の年金収入	360 万円までの部分	25%
△	720 △	15%
△	720 万円を超える部分	5%

(注) 上記①及び②の合計額が 120 万円(年齢 65 歳未満の者 60 万円)に満たない場合には、120 万円(年齢 65 歳未満の者 60 万円)

ロ さらに、老年者控除を 50 万円(現行 25 万円)に引き上げることが適當である。

ハ なお、上記の改正は、昭和 63 年 1 月 1 日から実施する。

## ⑤ その 他

- イ 資産所得についての合算課税制度は廃止するのが適當である。
- ロ 医療費控除のいわゆる 足切り限度のうちの 定額基準（現行 5万円）については、 平均的な医療費負担等の 水準からみてこれを 10万円に引き上げることが 適當である。

## (2) 利子課税の見直し

### ① 利子非課税制度の見直し

イ 現行の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）、郵便貯金非課税制度については、 今日なお政策的意義を有していることから、 今後も存置することが適當であるとする意見もあつたが、 個人貯蓄の大半がこの適用を受け、 多額の利子が課税ベースから外れており、 所得種類間の税負担の不公平をもたらしているほか、 高額所得者ほどより多く受益しているという現状にあり、 さらに、 貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を行う必要性も薄れてきていることに顧みれば、 老人（年齢 65 歳以上）、母子家庭、障害者等の所得の稼得能力が減退した人々に対する利子非課税制度に改組することが適當である。

対象者の範囲については、 証明手続の難易をも勘案しつつ具体的に定めることが必要である。なお、 これらの対象者については所得要件を付さないことでやむを得ないものと考える。

ロ 上記の非課税制度の対象となるもの以外の利子については、 一定率で源泉徴収を行い、 他の所得と分離して課税する「一律分離課税方式」を採用することが、 中立・簡素等の要請にもこたえつつ実質的公平にも資するものとして適當であると考える。

その場合の税率の水準については、 基本税率等の水準を勘案して、 20%（国 15%， 地方 5%）とすることが適當である。

ハ なお、 少額公債非課税制度及び勤労者財産形成（年金）貯蓄非課税制度は廃止するが、 勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく元本 500 万円までの預貯金等の利子等については、 一定の手続により、 10%（国 7.5%， 地方 2.5%）の税率による低率源泉分離課税とする制度を設けることが適當である。

ニ 上記の改正は、 昭和 62 年 10 月 1 日から実施するものとし、 同日以降の期間

に対応する利子等から課税するものとする。

② 老人等に対する利子非課税制度の運用に当たつては、制度の趣旨等にかんがみ、限度管理等その適正な運用に努めることが必要であり、また、利子課税全般について税務調査のあり方を含め郵便貯金と民間預金との間のイコール・フッティングが図られることが必要である。

③ 金融類似商品等

イ 利子所得とされていない金融類似商品等に係る収益に対する課税については、金融資産に係る選択を攪乱しないようにする見地から利子所得への課税と権衡のとれた課税方式を探ることが必要であり、基本的に 20%（国 15%，地方 5%）の税率による源泉分離課税方式を採用することが適當である。

ロ 利子所得がキャピタル・ゲイン化して課税を免れることを防止する見地から、非課税法人等の受け取る利子等に対しては、当該法人の保有する期間に対応する部分の利子等以外については源泉徴収を行うこととするのが適當である。

④ 配当所得に対する課税はその性格等に照らし源泉分離選択課税（税率 35%）を存置する等現行どおりとすることが適當である。

(3) 有価証券譲渡益課税等

① 有価証券譲渡益課税については、課税の公平・公正の見地から、継続的取引等の要件について見直しを行い、先物取引について新たに課税を行う等課税ベースの拡大を図ることが適當である。さらに、納税者番号制度の導入を含め課税の適正な執行を図るための捕捉手段の改善をも検討することが必要であると考える。

② 土地譲渡所得課税については、課税ベースの拡大の見地から、買換え特例制度の見直しを行うほか、地価の高騰に対応すべく、所有期間 2 年以下の場合の土地等の譲渡益に対し重課することが適當であると考える。

③ 生命保険料控除及び損害保険料控除については、抜本答申の趣旨を踏まえ、そのあり方を見直すことが適當であると考える。

(4) 納税環境の整備

今回の税制の抜本的見直しの理念を踏まえ、適正・公平な課税を実現するために、税務行政の体制を含め税務執行面において特段の努力を払うことが必要である。また、昭和 59 年度改正において納税環境の整備について設けられた諸措置の定着

を図るとともに、昭和62年度改正において、次の措置を講ずることが適当である。

- ① 総収入金額報告書の提出基準金額を引き下げる。
- ② 各種加算税(自主申告に係るものを除く。)の割合を引き上げる。

## 2 法人税

### (1) 税率水準

#### ① 基本税率

法人課税の税率水準については、実効税率が5割を下回る水準まで引き下げることが適当であり、基本税率引下げの目途を37.5% (実効税率49.98%) とし、62年度以降64年度までの3年間で段階的に引き下げるとしているのが適当である。これと併せて、配当軽課税率は段階的に廃止することとするのが適当である。

#### ② 中小法人に対する軽減税率

法人税率は基本的に単一の比例税率であるべきこと、創設当初に比べ基本税率との格差が大きくなっていること等を踏まえると、当面、中小法人に対する配慮として軽減税率制度を継続することはやむを得ないとしても、その場合の軽減税率の水準については、基本税率との格差を縮小する方向で見直すことが適当である。

#### ③ 公益法人等、協同組合等に対する軽減税率

公益法人等及び協同組合等の軽減税率についても、同様の考え方から基本税率との格差を縮小する方向で見直すことが適当である。

なお、現在普通法人とされている農業経営を行う農事組合法人については、農業政策の見地から法人税の適用のあり方について検討してよいのではないかとの意見があつた。

### ○ 各年度の税率

	現 行	改 正 案		
		62年度	63年度	64年度 以降
基 本 税 率	43.3%	42%	40% } 35% }	37.5%
配 当 軽 課 税 率	33.3%	34%	35%	
中小法人の軽減税率				
留 保 分	31%	30%	29% } 27% }	28%
配 当 分	25%	26%	27%	

現 行	改 正 案		
	62年度	63年度	64年度 以 降

### 公益法人等、協同組合等の軽減税率

留 保 分	28%	27%	27% } 26%	27%
配 当 分	23%	25%		

### (2) 受取配当

法人の受取配当については、企業の経営形態の選択等に対して法人税制が非中立的な効果を与えないよう企業支配株式に係る配当は益金不算入とするのが適当であるが、それ以外の配当については、法人企業による株式保有の増大や最近における法人の資産選択行動の態様といった経済実態を踏まえ、現行の益金不算入を見直すのが適当である。

### (3) 引 当 金

引当金制度は、制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、個々の引当金については、それぞれの利用実態等を踏まえつつ、課税ベースの拡大の見地から見直しを行つていく必要があると考える。

#### ① 貸倒引当金

貸倒引当金については、法定繰入率について、これまでも隨時見直しを行つてきたところであるが、実際の貸倒損失発生率との間にはなおかなりの乖離があるところから、引き続き法定繰入率の縮減について検討する必要がある。

#### ② 退職給与引当金

退職給与引当金については、将来の方向としては、公的年金制度を補完する意味で、外部拠出の年金制度の充実がむしろ望ましい状況にあること等を踏まえると、企業経営に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、課税ベースの拡大を図る見地から、廃止を含めそのあり方の見直しを進めるのが適当である。

#### ③ 賞与引当金

賞与引当金については、これが賞与という継続的に発生し、かつ、引当て後比較的短期間に支出される費用の引当てであること等にかんがみれば、企業会計や企業経営に及ぼす影響は必ずしも大きくないことから、この引当金を設けておく必要性はそれほど大きくなのではないかと考えられる。したがつて、課税ベー

スの拡大を図る見地から、執行上の問題点にも配意しつつ、これを廃止してもよいのではないかと考える。

#### (4) 減価償却

減価償却資産の法定耐用年数は、資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定められるべきものであり、実態調査の結果等を踏まえつつ、適宜、資産の使用実態に応じた個別的な見直しを進めていくことが適当である。

#### (5) 租税特別措置

準備金、特別償却等の租税特別措置については、税制の基本原則に照らし、課税ベースの拡大の見地から厳しい見直しを推し進めるべきであり、既に目的を達したものや政策効果の少ないものについては整理合理化を行うことが必要である。また、新規の政策税制の創設は、厳にこれを抑制するものとし、真にやむを得ないものについても、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトの原則を堅持すべきである。

なお、円高の定着等現下の内外経済情勢を背景に、産業構造調整、内需振興、民間活力の推進等の政策的要請から、税制上の措置が求められる場合もあると思われるが、その場合においても、このような考え方を踏まえ、政策措置の費用対効果等の観点にも十分留意して対処すべきである。

#### (6) 外国税額控除

抜本答申において指摘された現行制度の問題点をできる限り是正するため、控除対象となる外国法人税について、我が国の実効税率を超える高率で課される外国税の一部を控除対象から除外するとともに、控除限度額についても、全所得に占める国外所得の割合が著しく高い法人について、控除限度額の計算上国外所得割合に一定の制限を付す等、所要の措置を講ずることが適当である。

### 3 相続税

相続税については、昭和50年以来負担水準が据え置かれているため、所要の見直しを図ることが望ましい旨抜本答申において指摘したところであるが、今後引き続きその具体的実施について検討することが適当である。

### 4 間接税等

#### (1) 売上税の導入

① 間接税改革の基本的方向については、抜本答申において、公平な税負担を確保するとともに、所得税等の減税財源を確保する観点から、既存税制の枠組みにと

らわれない思い切った改革が必要であり、現行物品税等に代えて広く消費一般を原則的に課税対象とし、逆に課税しないものを掲名する方式の新しいタイプの間接税を間接税制度の中核に据えることが最も適切であるとされたところである。

- ② 新しいタイプの間接税として具体的にどのような類型を採用することが適當かについては、幅広い観点から検討した結果、抜本答申でとりあげられた三類型のうち産業経済に中立的で制度として最も優れている日本型付加価値税を基礎とし、我が国の取引慣行等になじむよう工夫した簡素な前段階税額控除方式（税額票による）を採用した売上税を導入し、昭和63年1月1日から実施することが適當であると考える。
- ③ 売上税においては、小売業者等の中小零細事業者に配慮するため、年間課税売上高1億円以下の事業者を非課税とする。なお、中間段階に非課税事業者が入った場合、税の累積が生ずるおそれがあること等にかんがみ、こうした非課税事業者にも課税の選択を認めることが適當である。
- ④ 非課税取引の範囲については、幅広く負担を求めるというこの税の趣旨にかんがみ、その範囲はできる限り限定すべきである。すなわち、(イ)消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくいもの、(ロ)特別の政策的配慮から課税することが適當でないもの、(ハ)現行の個別消費税との調整の結果、売上税の課税対象とならないものについて、例外的に非課税とすべきであると考える。
- ⑤ 税率は、基本的には5%の単一税率とすべきであると考える。なお、ゼロ税率については、(イ)売上げが課税されない以上、仕入れに係る税額を控除するのは適当でないこと、(ロ)これを認めるに一定の税収確保のためには税率を高くせざるを得ないこと、(ハ)還付事務が増加すること等の問題があることから認めるべきでないと考える。

#### 〔売上税の概要〕

##### (1) 課税対象

- ① 国内において事業を行う者が有償で行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供
- ② 輸入貨物

##### (2) 納税義務者

- ① 事業者。ただし、年間課税売上高1億円以下の事業者については、納稅義務者から除外する。(選択により納稅義務者となることもできる。)
- ② 輸入者
- (3) 非課税
- ① 非課税取引
- イ 資本移転(土地及び有価証券の譲渡)
  - ロ 金融取引に伴う受取利子及び保険取引に伴う保険料収入
  - ハ 飲食料品、飼料
- ニ 社会保険診療等の医療、医薬品、医療器具
- ホ 学校教育法上の学校の行う学校教育、検定済教科書
- ヘ 社会福祉事業法上の社会福祉事業等、身体障害者用の特定の物品
- ト 不動産賃貸、住宅及び住宅建築サービス
- チ 旅客輸送[鉄道(グリーン料金を除く), 路線バス, 定期航路, タクシー]
- リ その他
- 新聞購読料、アマチュアスポーツ大会・伝統芸能の公演、中古自動車等
  - ヌ 上記のほか、現行の個別消費税との調整の結果非課税とされるもの
- ② 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等
- 原則として民間事業との競合関係が認められる事業の売上げについて課税し、それ以外の売上げについては非課税とする。
- (4) 輸出(輸出類似取引を含む。)
- 免税とする。
- (5) 課税標準
- ① 国内取引については売上金額(他の消費税の額を含む。)
  - ② 輸入取引については輸入の際の引取金額(関税及び他の消費税の額を含む。)
- (6) 税率
- 5%とする。
- (7) 納付税額の計算等
- ① 納付税額は、課税期間中の売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入れの際に受領した税額票に記載された税額(非課税売上

げに対応するものを除く。)を控除した額とする。

- ② 課税期間中の仕入れに係る税額が、売上げに係る税額を上回る場合には、その超過額につき還付を受けることができる。

(8) 申告納付

- ① 課税期間(3か月)終了後2か月以内に申告し、納付する。  
② 輸入の際には、関税と併せ申告し、納付する。

(9) その他の

- ① 納税地、質問検査権等の規定は所得税、法人税に準じて設ける。  
② 国内取引に係る売上税については、通告処分制度を適用しない。

(2) 現行間接税との調整等

① 物品税

物品税については、抜本答申において、新しいタイプの間接税の導入に伴い、基本的には、これに吸収することが適當であるとされたところである。ただ、この場合、現在かなり高い税率が適用されており、税収面への影響も大きな乗用自動車については、売上税において経過的に調整税率を設けることもやむを得ない。

② 酒税

酒税については、抜本答申において、酒類間及び級別間の税負担格差の縮小、各種制度の合理化等改革の方向が示されたところである。

また、同答申では酒税制度の改革の進展に当たつては、新しいタイプの間接税が有効な環境をつくり出すとされており、今回の売上税との関連で酒税制度の問題を検討することが必要である。さらに、国際的な観点からも現行従価税やウイスキー類の級別制度等の思い切った見直しが必要である。

こうした基本的考え方を踏まえ、昭和62年度において、次のとおり改正を行うことが適當である。

イ 昭和63年1月1日から酒を売上税の課税対象とともに、現行の従価税は廃止する。

ロ 売上税との調整に際し、各酒類の税負担格差及び国際的な観点等を踏まえて、従量税率の引下げを図る。

ハ 清酒特級を廃止するほか、ウイスキー類の級別を廃止する。なお、ウイス

キー類の範囲は現行の特級及び1級とし現行2級はスピリットに吸収する。

### ③ たばこ消費税

たばこ消費税については、昭和61年度税制改正において補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として昭和62年3月31日までの間、税率等の特例措置を講じているところである。また、抜本答申において、今後とも国、地方共通の財源として適正な税負担水準を確保する必要があるとされ、その課税方式については、現行の従価・従量併課制度を基本的には維持すべきであるとされている。

こうした考え方を踏まえ、昭和62年度において次のとおり改正を行うことが適當である。

- イ 税率等の特例措置は、補助金等の整理合理化に伴う地方財政への影響等を考慮し、その適用期限を売上税が実施されるまでの間延長する。
- ロ 昭和63年1月1日からたばこを売上税の課税対象とともに、租税特別措置法で定める税率等の特例措置を廃止し、次の考え方のもとにたばこ消費税法の税率を改める。
  - (イ) たばこに対する現行の税負担水準は、原則として維持する。
  - (ロ) 従価・従量の課税割合は売上税込みで8：2とする。

### ④ その他の

- イ 印紙税については、売上税が導入されること及び国際的な取引の円滑化を図る観点等から、課税文書のうち、物品切手及び物品又は有価証券の譲渡に関する契約書等を廃止するとともに、円建銀行引受手形に対する税率を定額税率とすることが適當である。
- ロ 登録免許税については、最近の土地取引の実情等にかんがみ、当分の間の措置として、土地に係る登記の税負担水準を5割程度引き上げることが適當である。
- ハ 有価証券取引税については、総体として適切な負担を求めつつ、国際証券市場の動向等を踏まえ、各種有価証券間の課税の均衡を図る等の見地から税率を次のとおり改正することが適當である。

現 行 改正案

		現 行	改正案
① 株券、株式投資信託の受益証券等	第二種	0.55%	0.50%

		現 行	改正案
② 転換社債、新株引受権付社債	第一種	0.015%	0.09%
	第二種	0.045%	0.26%
④ 地方債証券、社債券等(②を除く。)	第一種	0.015%	0.01%
	第二種	0.045%	0.03%

ニ 取引所税については、有価証券の先物取引の動向等にかんがみ、その税率を次のとおり改正することが適當である。

種 類	現 行	改正案
国債証券の売買取引	非課税	万分の0.1
国債証券、地方債証券又は社債券を除く有価証券の売買取引		
甲 複数の有価証券の集合体を対象とするもの	万分の20	万分の1.25
乙 その他のもの		万分の2.5

ホ その他、砂糖消費税、トランプ類税、入場税及び通行税については、簡素化の観点から売上税に吸収し、廃止することが適當である。

ヘ また、特定財源については、売上税と受益者負担的又は原因者負担的な性格を持つ特定財源とは課税の趣旨が異なること等から売上税を非課税として存続させることが適當と考える。

### (3) 売上税の地方団体への配分

売上税への吸収の結果生ずる地方間接税の減収を含め、税制改革における個人所得課税等の減税による地方税及び地方交付税の減収を補てんするため、売上税の収入額の一定割合を人口等一定の基準により都道府県及び市町村に対し譲与するとともに、売上税を地方交付税の対象税目とすることが適當である。

## 三 地 方 税

### 1 個人住民税

#### (1) 負担の軽減・合理化

##### ① 税率構造

個人住民税の税率構造については、抜本答申において、給与所得控除の水準等の組合せにより4つのタイプを示したところであるが、所得税と同様の見地から、給与所得控除が据え置かれることを前提とし、基礎的な人的控除を引き上げるタイプⅢを採用することが適當である。

個人住民税においても、この望ましい税率構造の姿は、その財源措置との関係から昭和62年度及び昭和63年度の2年度にわたつて実現することとし、具体的には、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率構造を次のように改める。

イ 市町村民税所得割の税率構造を次のように改める。

現 行		改 正 案			
		昭和62年度		昭和63年度以降	
適 用 課 得	税 率	適 用 課 得	税 率	適 用 課 得	税 率
20万円以下 の金額	2.5%				
45 ≈	3%				
70 ≈	4%	60万円以下 の金額	3%	60万円以下 の金額	3%
95 ≈	5%	100 ≈	5%		
120 ≈	6%	150 ≈	6%	130 ≈	5%
220 ≈	7%				
370 ≈	8%	370 ≈	8%	500 ≈	8%
570 ≈	9%	570 ≈	9%		
950 ≈	10%	950 ≈	10%		
1,900 ≈	11%	1,900 ≈	11%	500万円超 の金額	11%
2,900 ≈	12%	2,900 ≈	12%		
4,900 ≈	13%	2,900万円超 の金額	13%		
4,900万円超 の金額	14%				

ロ 道府県民税所得割の税率構造を次のように改める。

現 行		改 正 案			
		昭和62年度		昭和63年度以降	
適 用 課 得	税 率	適 用 課 得	税 率	適 用 課 得	税 率
150万円以下 の金額	2%	120万円以 下の金額	2%	500万円以 下の金額	2%
		370 ≈	3%		
150万円超 の金額	4%	370万円超 の金額	4%	500万円超 の金額	4%

## ② 賦課制限の廃止

所得税、個人住民税の最高税率が引き下げられることにかんがみ、賦課制限の制度は昭和 63 年度から廃止する。

## ③ 給与所得控除

所得税の納稅義務を有しない住民税のみの納稅義務者である給与所得者についても、所得税の例により、給与所得控除に代えて特定の支出の控除を選択しうる制度を導入することが適當であると考える。

## ④ 基礎控除等の引き上げ

個人住民税の課税最低限については、住民税の負担分任の性格から所得税の課税最低限と一致させる必要はないものであるが、国民生活水準、納稅義務者の割合、税率構造等の改正による税負担水準の変化等に配慮して、課税最低限を構成する基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を昭和 62 年度から次のとおり引き上げる。

	現 行	改正案
基 础 控 除	26万円	28万円
配偶者控除	26万円	28万円
うち		
老人控除対象配偶者	27万円	29万円
同居特別障害者	34万円	36万円
扶 養 控 除	26万円	28万円
うち		
老人扶養親族	27万円	29万円
同居特別障害者	34万円	36万円
同居老親等	31万円	33万円

なお、非課税限度額の水準は、昭和 62 年度においては現行どおりとする。

## ⑤ 配偶者特別控除等

イ 個人住民税においても、所得税と同様に、世帯としての税負担の軽減を図る見地から、昭和 63 年度において、12 万円の配偶者特別控除を創設することが適當である。

なお、パート問題への対応という見地から、同控除を控除対象配偶者以外の

少額の所得を有する配偶者に対しても適用することが適當であると考える。

この場合、年間 800 万円を超える所得を得ている者については適用しないこととすること、また、配偶者特別控除額を配偶者の所得に対応して調整する仕組みとすることが適當である。

- 配偶者特別控除の創設との関連において、配偶者に係る白色事業専従者控除を昭和 63 年度から 60 万円(現行 45 万円)に引き上げることが適當である。

#### ⑥ 老年者控除

所得税における年金課税の改正との関連において、老年者控除を昭和 64 年度から 48 万円(現行 24 万円)に引き上げることが適當である。

#### ⑦ その 他

- イ 資産所得についての合算課税制度は廃止することが適當である。

- 医療費控除のいわゆる足切り限度のうちの定額基準(現行 5 万円)については、10 万円に引き上げることが適當である。

### (2) 利子課税の見直し

#### ① 利子非課税制度の見直し

イ 個人住民税においては、現行の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)・郵便貯金非課税制度を老人(年齢 65 歳以上)・母子家庭・障害者等の所得の稼得能力が減退した人々に対する利子非課税制度に改組するとともに、所得税において「一律分離課税方式」による課税の対象となる利子についても、課税できる仕組みを設けることが適當である。

□ この場合、利子の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県が、支払時に特別徴収の方法により、他の所得と分離して 5% の税率で課税する「都道府県一律分離課税方式」を採用することが中立・簡素等の要請にもこたえつつ実質的公平にも資するものとして適當であると考える。

また、市町村に対しては、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の最低税率の比率によつて、個人利子課税相当分の 5 分の 3 を交付することが適當である。

ハ 少額公債非課税制度及び勤労者財産形成(年金)貯蓄非課税制度は廃止するが、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく元本 500 万円までの預貯金等の利子等については、一定の手続により、利子等の

支払の際、2.5%の税率による低率分離課税とする制度を設けることが適当である。

ニ 上記の改正は、昭和62年10月1日から実施するものとし、同日以後の期間に対応する利子等から課税するものとする。

## ② 金融類似商品等

イ 利子所得とされていない金融類似商品等に係る収益に対する課税については、個人住民税においても、金融資産に係る選択を攪乱しないようする見地から、利子所得への課税と権衡のとれた課税方式を探ることが必要であり、上記①ロの方式により課税することが適当である。

なお、割引債については、課税するとすれば現行の発行形態においては発行時に課税せざるを得ないこととなるが、発行後転々流通する場合発行時の当該課税団体と本来の納税者である償還時の割引債の保有者との間に課税を根拠づける関係を見出し難い等の問題があるため、住民税の課税の対象とすることは適当でないと考える。

ロ 非課税法人等の受け取る利子等に対しては、当該法人の保有する期間に対応する部分の利子等以外については特別徴収を行うこととするのが適当である。

③ 配当所得に対する課税は、所得税における課税方式を現行どおりとすることとの関連において、当面現行どおりとすることが適当である。

## (3) その他の

① 土地譲渡所得課税については、所得税と課税ベースを同じくするものであるところから、所得税と同様に、買換え特例制度の見直しを行うほか、所有期間2年以下の場合の土地等の譲渡益に対し重課することが適当であると考える。

② 生命保険料控除については、所得税と同様の見地から、そのあり方を見直すことが適当であると考える。

## 2 法人住民税

法人税率の改正に伴い、都道府県及び市町村間の法人住民税の減収の調整を行う必要がある場合には、現行の法人住民税の税率水準の枠内で、所要の税率の調整を検討することが適当である。

## 3 事業税

### (1) 社会保険診療報酬に係る課税の特例

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、かねてより指摘してきたとおり、速やかにこれを撤廃すべきであることは当然であり、少なくとも所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが必要である。

#### (2) 個人事業税の白色事業専従者控除

所得税及び個人住民税と同様に、配偶者に係る白色事業専従者控除を昭和63年度から60万円(現行45万円)に引き上げることが適当である。

#### (3) その他の

農業経営を行う農事組合法人に対する法人事業税の課税については、法人税と同様に、その適用のあり方について検討してよいのではないかとの意見があつた。

### 4 地方の間接税等

#### (1) 売上税との関連

売上税の導入に当たつては、事業税における外形標準課税問題の解決を図る等の見地から、累次の当調査会の答申の経緯等を踏まえ、その一部を地方の間接税とすることについて検討したが、売上税の課税の仕組みに即した地方税として仕組むことには、輸出・輸入取引に対する課税等の面でなお解決すべき点があるため、その一部を地方の間接税として創設することが適当であるとの結論には至らなかつた。

しかしながら、売上税については、二4(3)において述べたとおり、税制改革による地方税及び地方交付税の減収を補てんするため、その一部を地方団体に配分することが適当である。

#### (2) 売上税との調整等

##### ① 電気税及びガス税

電気税及びガス税については、税収の規模が大きく、普遍的な税として市町村の重要な財源ではあるが、電気及びガスが生産・流通の各段階において広く使用されるものであるため、これらの税を存続する場合、税の累積等により需要家の税負担に相当の変動が生じるので、電気税及びガス税を売上税に吸収し、廃止することが適当である。

##### ② 木材引取税

木材引取税については、財源の乏しい山林所在市町村の貴重な財源であるが、素材の引取段階において課税するものであるため、本税を存続する場合、税の累

積等が生じること、売上税における輸入材の取扱いとの権衡等から、木材引取税を売上税に吸収し、廃止することが適當である。

### ③ 娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税

娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税については、消費者に最も近い段階で課税される税であること、課税対象施設と都道府県の行政サービスとの間には密接な関連性を有すること、料理飲食等消費税にあつては個別の消費行為に応じたきめ細かい措置が講じられていること、娯楽施設利用税にあつては課税の仕組みが外形や定額によつていること等を勘案し、これらの税を存続することとし、売上税については非課税とすることが適當である。

### ④ 軽油引取税

地方道路目的財源である軽油引取税については、国の特定財源と同様の観点から、売上税を非課税として存続させることが適當と考える。

### (3) 地方たばこ消費税

地方たばこ消費税については、昭和 61 年度税制改正において昭和 62 年 3 月 31 日までの間、税率等の特例措置を講じているところであるが、昭和 62 年度においては、国たばこ消費税と同様の観点から、次のとおり改正を行うことが適當である。

① 昭和 61 年度に講じられた税率等の特例措置について、国庫補助負担率の引下げに伴う地方財政への影響等を考慮し、その適用期限を昭和 62 年 12 月 31 日まで延長する。

② 昭和 63 年 1 月 1 日から上記の税率等の特例措置を廃止し、次の考え方のもとに地方たばこ消費税の税率を改める。

イ　たばこに対する現行の税負担水準を維持する。

ロ　従価・従量の課税割合は 8 : 2 とする。

ハ　道府県たばこ消費税と市町村たばこ消費税との配分割合は、現行の配分割合を維持する。

## 5 そ の 他

### (1) 事業所税

事業所税については、社会経済情勢の推移等に伴い、人口・企業の集積状況、都市環境の整備の必要性が現行の課税団体とほぼ同様の都市もあると認められるので、その課税団体の範囲の拡大について、事業所税の性格等を踏まえつつ、拡大の

対象となる都市がその実情に応じ制度の枠内で自主的に課税できる方式を含め、引き続き検討すべきものと考える。

(2) 非課税等特別措置

3に述べたもののほか、地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、税負担の公平を確保する見地から一層の整理合理化を図るとともに、その新設及び拡充を行うことは厳しく抑制すべきである。

(3) 納税環境の整備

地方税における納税環境の整備を図るため、各種加算金（自主申告に係るもの）を除く。の割合を国税に準じて引き上げることが適当である。

(大藏省印刷局製造)